

⑫NHKの受信料減免について

NHKは、10月1日から、障害のある方を対象とした放送受信料の免除基準を次のとおり変更します。8月1日（金）から事前受付をします。

全額減免 次のいずれかの手帳をお持ちの方を含む世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

半額減免 世帯主が契約者で、次のいずれかの手帳をお持ちの場合

- 身体障害者手帳（視覚障害または聴覚障害）
- 身体障害者手帳（1級・2級）
- 療育手帳（㊤・A）
- 精神障害者保健福祉手帳（1級）

申請方法 1. 所定の申請書に記入し、市で免除事由の証明を受けます。

2. 証明を受けた申請書を申請者がNHKに郵送します。

3. NHKで免除事由を確認のうえ、申請者に受理通知書を送付します。

持参するもの 印鑑・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれか

その他 すでに、NHK放送受信料の免除を受けている方で、引き続き同額の免除を受ける方は、今回の手続きは必要ありません。

申 社会福祉課、各支所福祉課

問 NHK視聴者コールセンター

Tel 0120-151515 0570-077-077

（午前9時から午後10時まで）

⑬戦没者・原爆死没者の慰霊と平和祈念の黙とう

8月15日は、戦没者を追悼し平和を祈念する日です。また、8月6日は広島に、9日は長崎に原爆が投下された日です。

戦没者と原爆死没者のめい福と世界恒久の平和実現の祈りを込めて1分間の黙とうをささげましょう。

広島平和記念日 8月6日（水）午前8時15分

長崎原爆の日 8月9日（土）午前11時2分

戦没者を追悼し平和を祈念する日 8月15日（金）正午

問 総務課（内線208）

⑭福祉バザー用品ご寄付のお願い

毎年「ふるさと友部まつり」で福祉バザーを開催しています。今年度も参加しますので、押し入れに眠っている日用雑貨品などをご寄付ください。社会福祉会館で受け付けています。

恐れいりますが、品物は販売可能なものをお願いします。なお、益金はボランティア活動の充実、発展のために活用させていただきます

「ふるさと友部まつり」は10月18日（土）、10月19日（日）です。ぜひお出かけください。

受け付け可能な物品

- 日用雑貨 なべ、茶碗、お盆などの食器類
石鹸、タオル、ハンカチなど
- 食品 しょうゆ、油、砂糖、酒、缶詰など
- 手づくり品

問 笠間市社会福祉協議会友部支所 ボランティアセンター Tel 0296-78-2626

⑮綿布団ご寄付のお願い

共同募金会笠間市支会では、寝たきりの高齢者への歳末見舞い品として、ボランティアサークル手づくり会の協力で長座布団を毎年お配りしています。現在長座布団を作成するための綿が不足しています。使用していない綿布団等がございましたらご寄付ください。

問 笠間市社会福祉協議会友部支所 ボランティアセンター Tel 0296-78-2626

⑯テレビ朝日「人生の楽園」で本市が紹介されます

西田 敏行（にしだ としゆき）・伊藤 蘭（いとう らん）のナレーションでお馴染みの、テレビ朝日「人生の楽園（毎週土曜日放送）」の撮影が本市で行われました。

放送日時などは次の通りです。ぜひ、ご覧ください。

放送日時 8月中旬予定 午後6時～6時30分

放送内容 「そば家(や) 和味(なごみ)」(笠間市飯合) 店主と奥さんの、「楽園の住人」とその人生を紹介します。

問 商工観光課（内線511）

⑮8月・9月は、市税・使用料などの『収納推進強化月間』です

市税や各種の使用料などは、市の福祉や教育、消防・救急、ごみ処理など、市民にとってかけがえのない様々な住民サービスのために使われています。

市では、8月から9月の期間を「収納推進強化月間」として、市税や国民健康保険税、介護保険料、保育所や児童クラブの保護者負担金、市営住宅使用料、水道料金、下水道や農業集落排水の負担金・分担金・使用料、給食費、各種の貸付金などの滞納金の解消のため、訪問徴収を実施します。

もう一度納税通知書や納入通知書をご確認いただき、納期限が過ぎているものがありましたら、すぐに納付くださいますようお願いいたします。すでに納期限が過ぎている場合、督促料や延滞金が加算されます。

また、病気やけが、その他の事情により納付が困難な場合は、それぞれの担当課にご相談ください。なお、納付に誠意のない方については、給料や預貯金などの差押を実施することとなります。

今年の4月からは、市税など納期内であれば、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。また、便利な口座振替も利用できますので、最寄りの金融機関でお申し込みください。

問 笠間市税等収納特別対策本部

納税課（内線118）

関係各課

⑯「特設無料人権相談所」を開設

開設日 8月20日（水）

会場 笠間支所1階相談室

開設時間 午前10時～午後3時 ◇相談無料

相談内容 ☆いじめ・体罰、地域・女性・外国人などの差別問題、家庭内（夫婦・親子・相続など）の問題

☆金銭貸借、借地借家、近隣問題など

相談員 人権擁護委員・法務局職員

問 水戸地方法務局 Tel029-227-9919

⑰平成21年度地域集会所建設補助事業の要望について

平成21年度に地区集会所（行政区が管理する公民館等）の新築・増改築・修繕を行う地区で、地域集会所建設補助事業を希望する地区は、期限までに必ず市民活動課まで要望書の提出をお願いします。なお、複数の行政区より申請があった場合は、要望に沿えない可能性もあります。また、年度途中での要望は受付しませんのでご了承ください。

補助の内容 新築・増改築とも、費用の3分の1以内で補助します。

【新築の場合】

補助金の額は1㎡あたり3万3千円を限度とします。

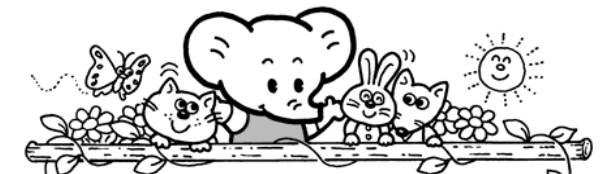
【既設集会所の増改築及び修繕の場合】

費用が60万円を超えるもので、屋根・基礎・外装・内装・建物に付随する設備の改修費が対象です。補助金の額は20万円～100万円までとなります。

申請書 要望書及び見積書、現況写真等が必要となります。申請書を提出する前に市民活動課までご相談ください。

申請期限 9月30日（火）

申・問 市民活動課（内線134・135）



8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です

便利で安全な電気は、生活や産業になくてはならないエネルギーです。しかし、使い方をまちがえると、思わぬ事故につながることもあります。特に、夏は、電気による事故が多く発生しているため、8月を経済産業省主唱の「電気使用安全月間」として、電気使用の安全運動が全国的に展開されています。そこで、関東電気保安協会では、皆さまに電気を正しく安全にお使いいただけるよう「5つのポイント」をお知らせしています。

—— 電気を安全に使う 5つのポイント ——

- ①漏電遮断器を取り付けて電気事故を防ぎましょう。
- ②アース線はしっかり取り付けましょう。
- ③タコ足配線はやめましょう。
- ④プラグはときどき点検しましょう。
- ⑤取扱説明書（電気製品）にそった使い方をしましょう。

関東電気保安協会
KDH 協賛
http://www.kdh.or.jp